



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆
(コード番号 3750 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司
(TEL. 03-5501-4100)

(開示事項の経過) 旧子会社における会計処理に伴う特別損失計上に関するお知らせ

平成 28 年 7 月 11 日に適時開示いたしました「旧子会社における会計処理に伴う損害等の補償請求に関するお知らせ」につきまして、損失額が確定いたしましたので、その概要及び今後の見通しに関して以下のとおりお知らせいたします。

1. 事実の概要及び経緯

当社は、平成 27 年 6 月 19 日にモバイル・コマース・ソリューション株式会社（以下、「MCS」といいます。）の株式を株式会社モバコマに譲渡しておりますが、平成 28 年 6 月 13 日に株式会社モバコマより過年度における MCS の消費税処理等に関して株式譲渡契約に係る表明保証違反による損害補償請求権に関する通知書を受領いたしました。

本件について、株式会社モバコマによれば、MCS が株式譲渡日後に任意に受けた外部監査において指摘を受けたとのことであり、当該指摘を前提に修正申告を行い追徴課税を納付する予定であることから、表明保証違反による損害等補償請求権を行使するとのお考えのようです。しかしながら、当該表明保証事項は「知る限り」とされているところ、当社は、株式譲渡契約締結日および譲渡日のいずれの時点においても、外部監査を実施することすら認識しておらず、当然に表明保証違反となるものとは認識しておりませんでした。

一方で、株式会社モバコマが主張する消費税の処理方法については、当社においてその内容について精査したところ、対象外となる一部課税取引が含まれているものの、外部の専門家に確認をした結果、消費税法上の解釈としては株式会社モバコマの主張に相応の根拠が認められることが判明いたしました。また、当社は、MCS の税務申告業務を含めた経理関連業務を受託していたことから、業務委託契約にかかる債務不履行責任として同様の請求がなされる可能性や紛争拡大・長期化による不測の損害発生の回避などを考慮し、株式会社モバコマと協議を進めた結果、紛争解決金として 38 百万円を支払うことに関して平成 28 年 8 月 12 日付で合意に至りました。

2. 特別損失の計上

株式会社モバコマからの補償請求による当社の負担額（損失額）は、上記のとおり平成 28 年 8 月 12 日に合意に至った結果、平成 29 年 3 月期第 1 四半期において特別損失として損害補償損失引当金繰入額 38 百万円を計上いたします。

3. 今後の見通し

上記のとおり特別損失計上することから、本日付で別途開示しております「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、過年度決算訂正の要否に関しては、当時の監査人に確認した結果、平成 28 年 3 月期末における貸借対照表に何ら影響を及ぼさないことに加えて、質的な観点及び金額的重要性の観点に鑑み、過年度決算訂正は必要ないとの回答を踏まえて、最終的に本日開催の取締役会にて審議した結果、訂正しないことになりました。

以 上